

国際民間航空条約第五十条（a）改正議定書等

（正式名称：国際民間航空条約第五十条（a）の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書）

背景

- ▶ 国際民間航空機関（ICAO）は、1944年に採択された国際民間航空条約に基づき設立された国連専門機関。2026年3月現在、193か国・地域が加盟。我が国は、1953年9月に国際民間航空条約を締結し、同年10月にICAOに加盟。
- ▶ ICAOの理事会は、常設の意思決定・執行機関。加盟国の増加（※1）に伴い、理事会の構成員（国）の数を増加する必要性が認められるに至った（国際民間航空条約第50条（a）改正議定書）。
（※1 1990年（前回の改正時）：161 → 2016年（改正議定書採択時）：191）
- ▶ ICAOの航空委員会は、国際民間航空条約附属書の修正を審議し、その採択を理事会に勧告する等、航空の技術的側面全般において重要な役割を担う。加盟国数の増加（※2）に伴い、委員の数を増員する必要性が認められるに至った（国際民間航空条約第56条改正議定書）。
（※2 1989年（前回の改正時）：159 → 2016年（改正議定書採択時）：191）



主な内容

- ◆ 国際民間航空条約第50条（a）改正議定書：ICAOの理事会の構成員（国）の数を36から40に増加する。
- ◆ 国際民間航空条約第56条改正議定書：ICAOの航空委員会の委員の数を19名から21名に増加する。

早期締結の必要性

- ▶ 両議定書の締結は、締約国の増加を踏まえた理事会及び航空委員会の適切な運営を確保し、ICAOの国際協力を強化するとの流れに沿うものであり、ICAOを支援してきた我が国のこれまでの方針に合致する。
- ▶ 国際民間航空分野の主要国として我が国が両議定書の発効に向けて貢献し、幅広い国の意見がICAOにおける議論に反映されることを歓迎する姿勢を示すことで、ICAO場裡での我が国のプレゼンス拡大に寄与する。
- ▶ 本年1月から日本の大沼俊之氏が理事会議長を務めている（1期目は2028年末まで）。大沼理事会議長のリーダーシップを後押しするために、両議定書を早期に締結することが重要。